

私たちの広場

No. **315**

2010年11月22日発行

特集

国会議員の定数と配分



時の
話題

地域主権改革

絵
本

福澤諭吉(第4回)

名言の舞台	3
特集 国会議員の定数と配分	
・ 国会議員の定数の変遷	4
編集部	
・ 国会の機能と議員定数問題の考え方	6
東洋大学法学部教授 加藤 秀治郎	
・ 定数配分と一票の較差をめぐる訴訟	9
一橋大学大学院法学研究科教授 只野 雅人	
・ 諸外国に見る議員定数と格差是正	12
関西学院大学法学部教授 森脇 俊雅	
フィンランドのシティズンシップ教育＜第4回＞	16
「主権者形成の基礎として社会諸科学に基づく『見方・考え方』の 修得を重視したカリキュラム」	
東京学芸大学講師 渡部 竜也	
時の話題 地域主権改革	18
明るい選挙啓発ポスターコンクール 大臣賞決定	20
海外トピックス ブラジルの選挙事情	22
メイスイ列島フラッシュ	23
絵本 福澤 諭吉＜第4回＞「多事争論」を目指して	24
協会からのお知らせ	27

選挙では、一人一人が家族の幸せや明るい未来を願って投票していることを、家族が投票用紙に乗って街の上を飛んでいるという情景を使って表現しています。緑の野原と水色の空に建物や虹の色が映え、色彩豊かで美しいポスターに仕上がっています。

〈表紙の紹介〉

村上 尚徳

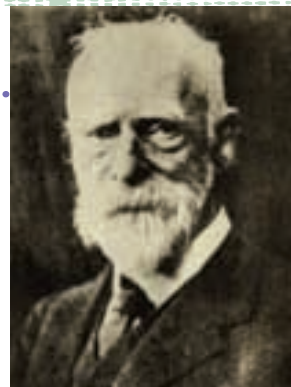
文部科学省初等中等教育局教育課程教科調査官

土屋 恵祐 さん
静岡県熱海市立多賀中学校1年生（受賞当時）

平成21年度
明るい選挙啓発ポスターコンクール

文部科学大臣・総務大臣賞作品





何人もいまだ民主政治が 政党なしに行われうることを 示していない

世論調査において「支持する政党がない」と回答する人が、近年、増えています。政党に対する不信感が、彼ら無党派層を増やす理由の一つのようです。

ただ、もし政党が存在しなかったらどうでしょう。議会での多数決は、そのときどきの政治家の都合で決まってしまうかもしれませんし、私たちは選挙で何を基準に投票したらいいか、わからなくなってしまう。

法学者であり、自由党議員や駐米イギリス大使を務めるなど政治家としての顔も持ったブライスは、著書『近代民主政治』（一九二一年刊）において、冒頭の言葉の後に、「政党は、多様な投票者が混乱する中で、秩序をもたらす存在である。」と続けています。

社会の中に存在するさまざまな

政策課題に対し、政党は私たちの関心を喚起し、意義を明らかにする存在といえるのです。そして、選挙において政党同士が政策を主張しあうからこそ、私たちは社会が抱えている課題を理解し投票を行えるのです。政党は、「現代政治の生命線」として大事な存在なのです。

支持する政党がないと答える有権者が増えている状況を思うと、政党の役割について、私たちは一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。

ブライスはたいへんな旅行家で、公職を退いた後、世界各地を歴訪しました。彼の報告書は、彼の名声もあって、第一次世界大戦でのアメリカ参戦に影響を与えたともいわれています。

現在、衆議院議員の定数は480人、参議院議員の定数は242人ですが、行財政改革などを理由に、定数削減の議論が起きています。また、衆参両院とも、議員定数配分の不均衡（一票の格差）をめぐるこれまで多くの訴訟が提起されてきましたが、最近、裁判所の判決に新たな変化が見られます。

議員定数の削減に関しては、この6月に行われた参議院選挙で、民主党は公約として衆院比例80、参院40程度の定数削減を掲げました。自民党は衆参両院で3年後に72、6年後にさらに150の削減、みんなの党は衆院180、参院142の削減を公約に掲げました。公明党、共産党、社民党は、比例代表の削減は民意を損ねると、強く反対しています。菅総理は10月1日の所信表明演説で、年内に民主党内の方針をとりまとめ、その後、与野党間で協議し、まとめていきたいという考えを示しました。

昨年8月の第45回総選挙（小選挙区）における一票の最大格差2.30倍（選挙人数比）をめぐるのは、第一審の高裁（支部を含む）で10件中7件が「違憲」ないし「違憲状態」との判断を示しました。高裁でこれだけの違憲判断が相次いだのは初めてであり、上告を受けた最高裁は審理を大法廷に回付しました。

平成19年の第21回通常選挙（選挙区）における一票の最大格差4.86倍（選挙人数比）をめぐるのは、同年9月30日の最高裁判決は、違憲判断はしなかったものの、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しに言及しました。

民主主義のコストともいえる国会議員の定数とその配分について、海外の事例も見ながら考えてみたいと思います。

衆議院定数の変遷

明治三十二年に大日本帝国憲法が制定され、衆議院と貴族院の二院が設けられた。衆議院に関しては、同年衆議院議員選挙法が制定され、原則として一選挙区で一人を選出する小選挙区制が採用された。総定数は三〇〇。人口一三万人に議員一人を原則とし、例外として、一三万人前後の選挙区を作ることができない場合は、その二倍に該当する選挙区を作り、定数二人とした。結果として、選挙区の数は二五七、議員一人あたり人口は一三万五千人であった。

明治三十三年の改正では大選挙区制が採られたが、人口一三万人につき議員一人という原則は踏襲された。ただし、人口三万以上の市はすべて独立の選挙区とし、結果として、定数は三六九人となった。明治三十五年には、人口および市の増加に伴い、議員定数が増加された。

大正八年の改正では、再び小選挙区制に改められ、郡部は一三万人に一人の基準で選挙区が設けられた。ただし、三万人以上の市は独立の選挙区（東京、京都および大阪の三市はさらに数選挙区に分割）とし、一区三人までの例外を認めた。その結果、全国三七四選挙区、議員定数四六四人となった。

大正デモクラシーにより、大正一四年の改正で二五歳以上男子の普通選挙が実現した。

国会議員の定数の変遷

編集部

抜本的な制度改正がなされ、いわゆる中選挙区制が採用されたが、定数配分については、人口一二万人に一人の割合で各府県に議員数を割り当て、それを基に、各府県においては、同じ基準で、郡市を単位に定数三ないし五人の選挙区が作られた。その結果、全国一二二選挙区、定数四六六人、議員一人あたり人口は約一五六千人となった。

戦後の昭和二〇年には、女性参政権が賦与され、二〇歳以上の男女の普通選挙が実現した。都道府県を単位とする大選挙区制（ただし、定数一五人以上については二区に分割）が採用され、全国五四選挙区、定数は四六八

表1 衆議院議員定数の変遷

年	選挙区制	定数	備考
明治22年	小選挙区制	300	衆議院議員選挙法制定
明治33年	大選挙区制	369	
明治35年	大選挙区制	381	
大正8年	小選挙区制	464	
大正14年	中選挙区制	466	男子普通選挙（25歳以上）
昭和20年	大選挙区制	468	普通選挙（20歳以上） 沖縄県定数2を含む
昭和22年	中選挙区制	466	昭和25年公職選挙法制定
昭和28年	中選挙区制	467	奄美群島復帰により1増
昭和39年	中選挙区制	486	定数は正19増
昭和45年	中選挙区制	491	沖縄復帰により5増
昭和50年	中選挙区制	511	定数は正20増
昭和61年	中選挙区制	512	定数は正1増（8増7減）
平成4年	中選挙区制	511	定数は正1減（9増10減）
平成6年	小選挙区比例代表並立制	500	小選挙区300 比例代表200
平成12年	小選挙区比例代表並立制	480	小選挙区300 比例代表180

人（沖縄県の定数二人については行政権の行使が不可能のため、事実上の定数は戦前と同じ四六六人）となった。

昭和二二年には中選挙区制に戻ったが、総定数は従前どおりの四六六人とされた。昭和二五年には公職選挙法が制定され、衆議院議員選挙法は廃止されたが、中選挙区制は変わらず、総定数も従前どおりの四六六人であった。

昭和二八年には、奄美群島の復帰に伴い、ここを定数一の一選挙区としたことにより、総定数は四六七人となった。

昭和三九年の改正では、一票の格差を是正するため、定数を一九人増員し、総定数は四八六人となった。

昭和四五年には、沖縄復帰に伴い、沖縄県に一選挙区を設け、定数五人としたことにより、総定数は四九一人となった。

昭和五〇年の改正では、再び拡大した一票の格差を是正するため、議員定数が二〇人増員され、総定数は五一一人となった。

昭和六一年には三度目の定数は正が行われ、議員一人あたり人口の多い八選挙区において定数をそれぞれ一人増員し、議員一人あたり人口の少ない七選挙区において定数をそれぞれ一人減ずることとされ（八増七減）、総定数は五一二人となった。

平成四年には四度目の定数は正が行われ、いわゆる「九増十減」により、総定数は五一一人に戻った。

平成六年には、これまでの中選挙区制に代えて、小選挙区比例代表並立制が導入された。

総定数については従前より一人少ない五〇〇人とし、そのうち三〇〇人を小選挙区で、二〇〇人を比例代表で選出することとされた。総定数および小選挙区と比例代表の比率をめぐっては国会でも様々な議論があったが、結果として、平成二年四月の第八次選挙制度審議会の答申と同じ内容となった。その結果、議員一人あたり人口は二四万七千人となった。

平成十二年には、国家公務員の削減、地方議員の削減、民間の経営合理化への取り組みなどを踏まえ、比例代表の定数を二〇人削減して、一八〇人とした。総定数は四八〇人となった。

参議院定数の変遷

昭和二一年に日本国憲法が制定され、貴族院に代わって参議院が設置された。昭和二二年二月に参議院議員選挙法が成立し、議員定数は二五〇人、そのうち一〇〇人は都道府県を選挙区とする地方区で、一五〇人は全国を選挙区とする全国区で選出することとされた。政府の当初案は、衆議院議員の定数の約三分の二の三〇〇人を総定数とし、地方区と全国区で半数ずつ選出するというものだったが、連合国総司令部（GHQ）から削減の申し入れがあり、結局、地方区一五〇人、全国区一〇〇人の二五〇人となった。

昭和四五年の沖縄復帰に伴い、地方区に定数二の沖縄県選挙区が設けられ、これにより、地方区一五二人、全国区一〇〇人、合計二五二人となった。

昭和五七年には全国区の制度を廃止し、拘束名簿式比例代表制度が採用されたが、比例代表の定数は従前の全国区の定数と同じで、総定数の変動はなかった。「地方選出議員」は「選挙区選出議員」に改称された。

平成十二年には比例代表選挙の拘束名簿式が非拘束名簿式に改められるとともに、衆議院と同様、総定数が四％（一〇人）削減され、比例代表選挙九六人、選挙区選挙一四六人の二四二人となった。平成一八年六月には、選挙区選挙の一票の格差を是正するため四選挙区の定数を増やし、四選挙区の定数を減らす（四増四減）改正が行われたが、総定数には変化はなかった。

表2 参議院議員定数の変遷

法 律	選挙区制	定 数	備 考
昭和22年	全国区、地方区	250 全国区100 地方区150	参議院議員選挙法制定
昭和25年	全国区、地方区	250 全国区100 地方区150	公職選挙法制定
昭和45年	全国区、地方区	252 全国区100 地方区152	沖縄復帰により2増
昭和57年	比例代表、選挙区	252 比例代表100 選挙区152	全国区制を廃止し、拘束名簿式比例代表制を導入
平成6年	比例代表、選挙区	252 比例代表100 選挙区152	選挙区の定数は正（8増8減）
平成12年	比例代表、選挙区	242 比例代表96 選挙区146	非拘束名簿式比例代表制に改正 定数削減（10減）
平成18年	比例代表、選挙区	242 比例代表96 選挙区146	選挙区の定数は正（4増4減）

国会の機能と 議員定数問題の考え方

東洋大学法学部教授

加藤 秀治郎



**まず「どんな国会を目指すか」を
議論すべき**

七月の参院選では多くの党が、競うように議員定数の削減を公約に盛り込んだ。みんなの党が最も急進的で、衆院一八〇、参院一四二の削減をうたい、民主党も参院四〇程度削減、衆院比例で八〇削減と明記した。まるで「たたき売り」のようと形容されたが（読売新聞七月四日朝刊）、増税論議もあったから「議員自ら身を切る覚悟」を示したかったのだろう。だが、国会関連の予算削減なら他にも方法があるのだから、もう少し丁寧な議論があつてよかつたはずだ。

こういう議論にふれて思うのは、国会をどんな議会として構想するのが不明確では、議員定数の多寡も論じられないということだ。特に中心的な論点は、ポルスビーのいう「議会の二類型」のどちらを目指すかであろう。およそ制度を論じる以上、どんな議会を目指すかの議論を抜きには、何人必要で、どんな人材が良いか、論じられないからだ。

ポルスビーの類型などという戸惑う人もあろうが、米国型議会と英国型議会のどちらを目標にするか、ということだ。両国の議会ともわが国では有名だが、理解は断片的で、核心的な部分が怪しいので、ここでは基本的に立ち返り、紹介しておく（ポルスビー論文は昨年、邦訳され、加藤ほか『議会政治』（慈学社）に所収）。

英国型議会—— アリーナ議会、論戦の議会

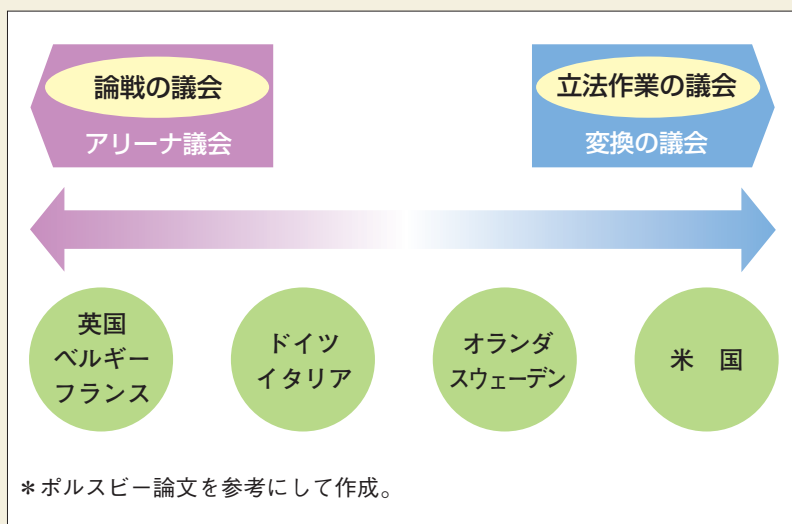
日本の国会はよく、「政府法案を通すだけ」と悪く言われてきたが、これに近い類型は、英国など多くの諸国に存在してきた。ただ、重要な一点で大きく異なってきたから、日本の国会は「無能論」を唱えられるなど、評判が悪かったただけだ。

英国型は、法案審議で与野党が討論する「論戦の議会」だ。与野党の戦いの場だということと「アリーナ（闘技場）議会」ともいう。与党は内閣提出法案を通すのが最大任務であり、野党はそれを批判する。そのどこに

意味があるかといえば、国民の前で与野党が論戦をし、次の総選挙の判断材料にしてくれることだ。

日本では長らく政権交代の可能性が乏しかったから、「論戦の議会」では存在理由など感じられなかっただろう。野党は審議よりも一部の法案を阻止することに存在意義を見出し、「抵抗」を演じてきた。だが、今ではそうではなく、政権交代も生じたし、交代の可能性も保たれているから、やっと英国型に近い議会が存在理由を持ち始めている。

図 議会の2類型



この方向で改革を構想するなら、その線で改革案を論じ、議員定数を考えればよいのだが、一般には次の米国型と混同したまま、論じられているらしいがある。

米国型議会

立法作業の議会、変換の議会

もう一つの類型は、議員が自由に法案を提出し、修正していく米国型議会である。議員が立法作業を担う「立法作業の議会」だが、社会の要求を法律に変換する議会ということ で「変換の（トランスファーマティヴ）議会」とも呼ばれる。こちらは文字どおりの「立法府」のように映るから、日本の国会にもこれと近いことを求める意見が出やすい。

だが、この変換の議会では、政党の役割が日本とは全く異なるし、議会や議員のスタッフが実に多いなど、日本の国会とは全く異なる条件下で運営されている。政党が強い党議拘束をかけるのでは、こういう議会は機能できないし、議員が個々に法案を出し、修正論議を進めるには、大量のスタッフが不可欠である。米国では議会スタッフも多いが、議員スタッフは驚くなかれ、（平均で）上院四三人、下院一七人にもものぼる。

日本は衆参とも公設秘書は三名でしかなく、これで何か実質ある「立法作業」をやれというのは、無理である。米国型を目指すのであれば、根本から国会を変えていかなければ

ならないのである。このように、この二類型を認識しておくだけで、議員定数の問題もこの辺から議論しなければならないことが理解いただろう。

もちろん英国、米国のような理念型に近い議会の他に、中間的な諸国もある。英国に近いのはベルギー、フランスで、それに準ずる「準アリーナ型」がドイツとイタリアである。逆に米国に準じる「準変換型」がオランダ、スウェーデンである（図参照）。いずれを指すかは、すべて選択の問題である。

国会は再び「ねじれ」状態となったが、論評では「本来の国会の姿」に戻るチャンスだ、などという定型的表現が目につくが、「本来の姿」が分からないのが日本の国会なのだから、基本から論じていきたいものだ。

国会改革の方向性

またいうまでもなく、議会に期待される役割は、権力分立の類型に従って変わってくるから、議院内閣制、大統領制の相違も無視できない。議院内閣制と「アリーナ型」、大統領制と「変換型」に親和性があるのは、特に説明しなくてもよいだろう。となれば日本は当面、ドイツやイタリアのような「準アリーナ型」を目指すあたりが現実的であり、コンセンサスも得やすいのではないかと私は考えている。

議員立法や法案修正を行うにしても、それ

は限定的に位置づけ、基本は議会での論戦により、総選挙で国民に政権選択してもらえようにする、ということである。そのための改革の方向性を以下、列挙し、国会議員定数の問題の考え方を述べていきたい。

まずは、衆参の権限関係を再検討し、衆院総選挙による政権交代が円滑に進むシステムを整えなければならない。これは、さほど複雑ではないが、憲法五九条もからむ問題なのでここでは詳論しない（拙論は『憲法改革の政治学』（二藝社）参照）。

重要なことながら、目立たず、議論されないのは、国会の総コストの問題である。議員の数は話が分かりやすく、「たたき売り」のような公約が出やすいのはその反映だが、国会議員一人にかかるコストを論じるのなら、歳費ばかりでなく、立法事務費、文書通信交通滞在費、秘書給与など、全体として論じる姿勢がなくてはならない。

「アリーナ型」では議員一人あたりのコストが、総じて少なくてすむ。この辺の事情がもつと知られば、単純に「議員を減らせ」との主張ではなく、他のコストを削減せよ、との声が出てくる可能性があるのである。

例えば、英国議会は歳費も低く（日本のほぼ半額）、総じて安上がりな議会となっている。わが国でも英国議会に通じている人から、その慎ましさを聞くことがあるが、書いてあるものは乏しく、あまり知られていない。先

の論文でポルスビーがいろいろなエピソードでもって、英国議会が旧式といえるほど粗末な施設であり、議員は劣悪な条件の下で頑張っている様子を描いているので、差し当たり、それを参照いただきたい。

日本の国会議員は、英国など他の国と比べても、議員数はそう多くはないのだから、問題を単純に議員定数に絞らず、論点を適切に設定し直さなければならぬと思う。その上で、英国よりは多少なりとも議員立法や法案修正を進めたいのなら、委員会の充実のために、適切な総定数はどれくらいかを議論してよい。

戦前は本会議中心主義だったが、戦後は議院内閣制のまま、米国中心の占領の下、米国の委員会中心主義を「接ぎ木」されたので、わが国の国会審議は変則的なものになっている。国会研究者がそろって指摘するのは、審議時間が短いことで、これには定例日制など、多くの慣習が絡んでいるが、必要ならば総議員数を増やし、委員会を細分化したり、小委員会を活用できるようにして、委員会審査の充実を図ることなど、考えられてよい。

議員定数だけでなく、 国会の総コストの見直しを

いずれにせよ、「国会議員自ら身を切って」というような掛け声で、議員定数を削減するのは単純きわまりない。選挙の前に、説明抜

きでスローガンを叫ぶと、こうなってしまうのだろうが、マスコミなどで、もう少し丁寧な議論に論点を転換していつてもらいたいのだ。その際に考えられる点を幾つか述べてみる。

第一は、多少なりとも「変換型」議会の要素を強化しようという場合、政党や議員の活動を支援する体制を強化しなければならぬ。「議員はもともと立法活動を」と言うだけでは済まないのである。秘書雇用手当は、英国下院議員は常勤三名に足りないほどの額だが、米国の下院議員はその一〇倍、上院議員は二〇倍にも達する（国会図書館調べ）。これでは少し議員を減らしても、総コストはかえって大きくなりかねない。十分な議論が必要だ。

第二は、わが国での議会活動支援体制の見直しである。例えば、議員のお手盛りのように導入され、運用されてきた「政策秘書」である。名前は政策スタッフだが、実態はかけ離れている。庶務的スタッフならば日本的な選挙風土の下では何人いてもキリがない。平成五年の導入だが、「仕分け」の対象として、廃止を含め再検討されてよい。

また、現行の文書通信交通滞在費も月額一〇〇万円の定額方式だが、使途を明確化させ、実費弁済方式にすれば、相当、浮かせることができる。立法事務費（月額六五万円）は、会派・政党に回っているが、文字どおり、政務調査に使われるようにしないと、政党は国

庫補助と二重取りになる（いずれも大山礼子『国会学入門』三省堂）。

第三に、国会に反映されるべき「民意」とは何かも、漠然と考える場合ほど単純ではない。選挙制度をめぐる議論はそこに関わるもので、公明党、共産党、社民党が提起している論点（少数派の代表）を踏まえて議論をしなければならぬ。私見は拙著（『日本の選挙』中公新書）に譲るが、それ以前の問題も整理できていない。

ひどいのは参議院で、選挙区選挙だけでも、「小選挙区制」（多数代表制）と改選数三〇五の旧中選挙区制（少数代表制）を併存させ、顧みないできたことは、深刻に反省されてよい。特に改選数二（単記制）の選挙区は、二党制の下では実質的に選挙競争のない選挙制度となっており、外国の学者などには恥ずかしくて説明できない。「良識の府」を自称する参議院に恥じない制度にしてみたい。

●プロフィール かとう しゅうじろう

昭和24年岩手県生まれ。昭和54年慶應義塾大学大学院法学研究科修了後、京都産業大学講師、同大助教授、教授を経て、平成12年より現職。法学博士。専攻は比較政治学、現代日本政治で、著書に『日本の選挙』（中公新書、平成15年）、編著に『選挙制度の思想と理論』（芦書房、平成10年）、『議会政治』（慈学社、平成21年）などがある。

定数配分と一票の較差をめぐる訴訟

一橋大学大学院法学研究科教授

只野 雅人



はじめに

一定の年齢に達すれば、だれもが同じように一票をもつという原則は、民主主義の基本的なルールとして、今日では各国で広く受け入れられている。「一人一票」の原則は、だれもが政治参加において等しい価値をもち、同等の政治的影響力をもつことを意味している。それゆえ、だれもが同じように一票をもつことだけでなく、それぞれの一票の「重み」あるいは価値の平等もまた、「一人一票」から求められることになる。一票の価値の平等にゆがみが生じたまま選挙が行われれば、「全国民の代表」として重要な政治的決定を行う国会の正統性にも、疑問符がつきかねない。

選挙区の画定や定数配分は、様々な考慮や利害が絡む問題だけに、議会だけでは投票価値の不均衡の是正は進まない。そこで、違憲立法審査の権限を有する裁判所の役割が重要となる。

以下では、日本の最高裁判所が投票価値の

平等の問題にどのような向き合ってきたのか、概観してゆきたい。

衆議院議員選挙と投票価値の平等

まずは、衆議院議員選挙からみてゆこう。一九七六年四月一四日、衆議院議員選挙の投票価値の不均衡をめぐり、最高裁判所は、はじめに違憲判決を下した。当時の衆議院は、五一一の議員定数を、一三〇の選挙区に配分するという仕組み（中選挙区制）で選挙されていた。この仕組みでは、議員定数は選挙区によって異なるが、議員一人あたりの選挙人数を比較すると、選挙区間で最大で五倍ほどの較差が生じていた。

最高裁判所は、選挙区割りと議員定数の配分にあたり、国会が、人口以外にも様々な要素に配慮することを認めている。しかし、そうした国会の裁量を考慮しても、較差はもはや憲法上の許容限度を超えている、と判断した。どの程度の較差があれば憲法違反の問題が生じるのか、明確な基準は示されていない。しかしその後の一連の判決をみると、おおむ

ね較差三倍程度を目処に、違憲判断を行ってきたと思われる。一九八五年七月一七日にも、最大四倍を超える較差が違憲と判断されている。

ところで最高裁によると、較差が一定の限度（おそらく三倍程度）を超えると、いわば「違憲状態」が生じることになるが、そこからただちに定数配分規定が違憲と判断されるわけではない。不均衡を是正するには、ある程度の時間がかかる。そこで、国会に対して一定の「合理的な是正期間」を認め、この期間が過ぎても国会が「違憲状態」を是正しない場合に、はじめて定数配分規定が憲法違反と判断されることになる。

いまひとつ、定数配分規定が違憲となった場合、すでに「違憲」の定数配分規定に基づき実施されてしまっている選挙の効力をどうするのか、という難問がある。「違憲」の選挙法に基づいて行われた選挙は、本来は無効となるはずである。しかし、選挙を無効とすれば大きな混乱が予想される。そこで最高裁は、選挙は「違法」（違憲）ではあるが、混乱を避けるために無効とはしない、という手法を採用している。

「二人別枠」方式と投票価値の平等

一九九四年、衆議院の選挙制度が抜本的に改正され、新たに、小選挙区制（定数三〇〇）と比例代表制（定数二〇〇・十一選挙区。そ

の後一八〇に削減）とを組み合わせた制度が導入された。三〇〇の小選挙区（それぞれが議員一名のみを選出する）を新たにつくるに際しては、当然ながら、投票価値の平等をいかに実現するかが問題となった。

小選挙区の区割りの新たな仕組み（衆議院議員選挙区画定審議会設置法）をめぐるのは、ふたつの点がとくに注目される。ひとつは、区割りの改定案を作成する、専門家からなる審議会が設けられたことである。選挙区画定審議会が、国勢調査の結果や人口の変動を考慮して、内閣総理大臣に区割りの改定案を勧告することになっている。今ひとつは、選挙区間の人口の較差が「二以上とならないようにすることを基本とし」区割りを行うというルールが、法律に明記されたことである。憲法学説の多くは、一人に二票を与えるに等しい二倍以上の較差は、憲法上許されないと考えてきた。立法府である国会自身が、二倍原則をルール化した意味は小さくない。

しかし、小選挙区の区割りをめぐっては、投票価値の平等との関係で議論の余地のあるルールも含まれている。選挙区の画定は、まず都道府県ごとに議席を配分し、その上でさらに、人口の較差が「二以上とならないようにすることを基本とし」、都道府県を選挙区に分割する、という形で進められる。問題になるのは、都道府県に議席を配分するルールである。まず、あらかじめ四七都道府県に一

議席ずつを配分した後、残りの二五三議席を人口に比例して配分するという手法がとられる（「一人別枠」方式）。すべての議席を人口に比例して配分する方式に比べると、一人別枠方式は、都道府県間の投票価値の不均衡を拡大する効果を持つ。その結果、全体の較差を二倍未満に抑えることは難しくなる。「二倍原則」は法律上、例外を許さない絶対的なルールではないが、当初から最大で二・三倍ほどの較差が生じることになった。それゆえ、選挙区間の較差だけでなく、二倍を超える較差を生み出す要因となる一人別枠方式自体の合憲性もまた、議論となってきた。

最高裁判所は、一九九九年一月一〇日、一九九四年に導入された新たな仕組みについて、はじめて憲法判断を行った。判決は、「都道府県は選挙区割りをするに際して無視することができない基礎的な要素の一つであり」、また「人口流出地域の過疎化の現象等」に配慮することも国会には許されるとし、一人別枠方式を合憲とした。また、二倍を超える較差についても、なお違憲とはいえないとしている。この判断は、その後の判決においても維持されている。他方、一部の裁判官は、二倍を超える較差、そしてその要因となっている一人別枠方式の双方について、憲法上の問題点を指摘する反対意見を付している。

この問題をめぐる状況には、最近、注目すべき変化が生じつつある。二〇〇九年のいわ

ゆる政権交代選挙をめぐるでも、投票価値の不均衡や一人別枠方式の合憲性を争う訴訟が、各地で提起された。そして、二〇〇九年一月以降、各地の高等裁判所で、投票価値の不均衡と一人別枠方式の違憲性を指摘する判決が相次いで出されたのである。大阪（二〇〇九年一月二八日）、広島（二〇一〇年一月二五日）、福岡（三月一二日）、名古屋（三月一八日）の各高裁判決は、投票価値の不均衡と一人別枠方式の双方について違憲判断を下した。また、東京高裁（二月二四日）、福岡高裁那覇支部（三月九日）、高松高裁（四月八日）の各判決は、選挙を違法（違憲）とはしなかったものの、不均衡が違憲状態にあるとの判断を示している。

最近の選挙では、政権の選択が重要な争点となっている。政治的意思決定の基盤である、それぞれの有権者の政治的価値の平等という原則にゆがみが生じていると、本来国民の多数によって支持されるべき政権が、実は少数の意見によって生み出された、という批判も生じかねない。一連の違憲判決を受けて、最高裁判所がどのような判断を下すことになるのか、注目されている。

参議院選挙と投票価値の平等

衆議院とともに「全国民の代表」と位置付けられる参議院についても、投票価値の不均衡が問題となってきた。参議院の場合、二四

二人の定数のうち、九六人が、全国を一選挙区として行われる比例代表選挙で、また一四六人が、各都道府県を選挙区として行われる選挙区選挙で、それぞれ選ばれる。参議院議員は、三年ごとに半数ずつ改選される。そのため、選挙区選挙については、一四六名の議員定数を、それぞれが偶数になるように四七都道府県に配分しなければならない。人口分布の不均衡が大きいだけに、投票価値の大きな不均衡が生じることは避けられない。

一九八三年四月二七日の最高裁判決は、五倍を超える較差も違憲とはいえないとの判断を示している。判決は、参議院については憲法が二院制を採用していることから、「代表の実質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとする」ことも許されるとし、「投票価値の平等の要求は、人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して一定の譲歩、後退を免れない」と述べている。しかし、最大較差が六倍以上にまで拡大した一九九二年の参議院議員選挙をめぐる判決（一九九六年九月一日）では、はじめて投票価値の不均衡が「違憲状態」にあると、認定している。もっとも、国会に認められた相当な是正期間はまだ経過していないとして、違憲判断には踏み込まなかった。

その後、国会が是正措置をとったことで、較差はいったんは縮小したが、その後再び最大で五倍前後まで拡大している。最高裁は、

表 投票価値の平等をめぐる主な最高裁判決

衆議院議員選挙

〔中選挙区制〕

1976年4月14日	大法院判決	最大較差4.99倍	違憲
1985年7月17日	大法院判決	最大較差4.40倍	違憲

〔小選挙区比例代表並立制〕

1999年11月10日	大法院判決	最大較差2.31倍	合憲
-------------	-------	-----------	----

参議院議員選挙

1983年4月27日	大法院判決	最大較差5.26倍	合憲
1996年9月11日	大法院判決	最大較差6.59倍	違憲状態

*最大較差は選挙人数比。1999年判決は人口比。

これらの較差について憲法には違反しないとの判断を維持してきた。しかしながら、それぞれの判決には、較差を違憲とみる反対意見や、国会に対して真剣な是正の努力を厳しく求める裁判官の意見が、付されてきた。

こうした中で出された二〇〇九年九月三日の判決は、大きな注目を集めることになった。判決は、現状が、較差の是正を必要とするほど「大きな不平等が存する状態」にあることを指摘し、「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難」であると述べる。最高裁が、

都道府県選挙区という仕組みの見直しの可能性も含む、抜本的な是正に言及したことは、とくに注目に値する。抜本的な是正にはある程度時間がかかるので、今回は違憲判断には踏み込まなかったのだ、とみることもできよう。

二〇〇七年の参議院議員選挙の結果、衆議院と参議院との間の「ねじれ」が顕著となったことは、まだ記憶に新しい。そうしたなか、従来衆議院のカーボンコピーなどと揶揄されていた参議院が、実は政権のあり方にも強い影響力を及ぼしうる「強い」第二院であることが明らかになってきた。くわえて、二〇一〇年の参議院議員選挙をめぐることは、最大五倍にも及ぶ投票価値の不均衡が是正されていれば、選挙結果が異なっていた可能性があるとの指摘も、なされている（朝日新聞二〇一〇年八月二三日）。衆議院だけでなく、参議院についても、選挙の基盤の正統性が強く問われるようになっていく。最高裁が「警告」ともいえる厳しい判断を示しているだけに、国会の対応が注目されるところである。

●プロフィール
ただの まさひと

1964年、東京都生まれ。広島修道大学法学部専任講師・助教授、一橋大学法学部助教授を経て、現職。専門は憲法学。主要な著作として、『憲法の基本原理から考える』（日本評論社、2006年）、『憲法と議会制度』（共著、法律文化社、2008年）など。

諸外国に見る 議員定数と格差是正

関西学院大学法学部教授 森脇 俊雅



諸外国における議員定数配分

最近、議員定数や格差がしばしば取り上げられている。議員定数を考える場合、まず議員一人あたりの人口が問題となる。

表1は、主要八カ国の国会議員定数と議員一人あたりの人口を示したものである。なお、人口は総務省統計局『世界の統計 二〇〇九』（三四～三九頁）の年央推計人口（二〇〇六年）に依拠している。議員定数がもっとも多いのがイギリスで続いてイタリアとなっており、少ないのはカナダ、アメリカである。議員一人あたり人口ではもっとも多いのがアメリカで続いてロシアとなっており、少ないのはイギリス、イタリアである。日本はいずれもほぼ中間に位置している。

次に、議員定数はどのように配

表1 主要国の国会議員1人あたりの人口

国 名	議員定数			人口(千人)	議員1人あたり人口(千人)		
	下院	上院	合計			下院	上院
日本	480	242	722	127,770	177	266	528
アメリカ	435	100	535	299,398	560	688	2,994
イギリス	650	735	1,385	60,587	44	93	82
フランス	577	343	920	61,353	67	106	172
ドイツ	622	69	691	82,366	119	132	1,194
イタリア	630	315	945	58,941	62	94	187
カナダ	308	105	413	32,649	79	106	311
ロシア	450	166	616	142,487	231	317	858

表2 小選挙区制諸国の議員定数配分手続き

国名	関与機関	再配分の間隔	許容偏差	議員数(人)
アメリカ	州議会	10年	非常に小さく	435
イギリス	中立的委員会	12年	できるだけ平等に	650
インド	中立的委員会	10年	できるだけ平等に	545
オーストラリア	中立的委員会	7年	10%	150
カナダ	中立的委員会	10年	25%	301
ドイツ	中立的委員会	4年	33%	622
フランス	政府(内務省)	規定なし	20%	577

分されるのであろうか。議員定数配分は地域の政治的発言権や政党の勢力に重大な影響を及ぼすので、その扱いにはさまざまな工夫がなされてきた。ここでは議員定数配分とそれともなう格差がしばしば深刻な問題となる小選挙区制を採用する主要諸国の例を見てみよう。

表2は、小選挙区制を採用する主要国の議

員定数配分手続きの一覧である。なお、ドイツの選挙制度は基本的に比例代表制に分類されるが、議員の半数は小選挙区から選ばれるので、ここでは取り上げている。議員定数配分手続きで重要なことは、どの機関がそれを行うのかである。政治的な影響が大きいことから、中立的第三者機関に委ねる方式が多いが、その代表的な国がイギリスである。インド、オーストラリア、カナダはイギリスの方式を採用している。これに対して、政治家が関与するのがアメリカのやり方である。特に州内の選挙は基本的に州法によって定められることから、区割りについては州法制定手続きによって行われるのが原則である。

そこで中立的第三者機関が行う代表例としてイギリスを、政治家が関与する例としてアメリカを以下にとりあげて説明する（注1）。

イギリスとアメリカの議員定数配分

（1）イギリス

イギリスでは第二次大戦中に中立的第三者機関による定期的な下院議員定数配分の見直し構想され、一九四四年の議席配分法において選挙区画委員会の設立が実現した。同法ではイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの四選挙区画委員会が設置され、それぞれ下院議長を委員長とする委員会が定期的に議員定数配分を見直し、選挙区画の再編成案を作成することになった。

これまで五回の見直しが行われ、その間、委員数や見直しの間隔に若干の変更があったものの、その手続きや権限は基本的に変わっていない。下院議長は名目的であり、実際には高等裁判所判事を副委員長とする三人の政治的に中立的な委員会が担当し、報告書を法務大臣に提出する。そして議会に提案される。現在は八年以上十二年以内に見直しをすることになっている。

直近の見直しは二〇〇〇年から二〇〇六年にかけて実施され、議員定数の再配分と選挙区画の再編成が行われた。一九八六年の下院選挙区法により、グレイト・ブリテンの選挙区数は六一三を著しく上回わず、また下回らないとされ、ウェールズは三五以上、北アイルランドは一六以上一八以下の選挙区と定められている。イングランドについては規定がなく、スコットランドについては七以上と定められていたが、一九九八年にこの規定が削除された。スコットランドには政治的配慮から人口規模に比較して過大な議席が配分されていたが、一九九九年のスコットランド議会の設置により下院での過大代表の解消はかられた（注2）。

表3は過去三回の総選挙時の選挙区数を示している。イングランドとスコットランドの選挙区数に変更があり、合計数も変わっている。選挙区数すなわち議員定数配分は政治的に敏感な事柄であり、イングランドは人口に

比較して過小な配分が続いていたが、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドは過大な配分がなされていた。先に述べたようにスコットランドについては変更がなされ、二〇〇五年総選挙より減少している。

今回総選挙では、イングランドの定数が四議席増加しているが、それでも第五回見直しの際のイングランドの選挙基数六万九千九百五十人に対して、ウェールズは五万五千四百人、北アイルランドは六万九千九百九人であり、スコットランドは六万九千三百四十人となっている。このように、イギリスでは議員総数が一定しない、地域により過大代表と過小代表がなお続いている。

表3 イギリスの選挙区数

	2001年総選挙	2005年総選挙	2010年総選挙
イングランド	529	529	533
スコットランド	72	59	59
ウェールズ	40	40	40
北アイルランド	18	18	18
合 計	659	646	650

② アメリカ

アメリカの現行議席配分制度が確定したのは二〇世紀に入ってからである。一九一〇年に現行の四三五議席となった。一九二〇年、国勢調査に基づく議席再配分は紛糾を重ねて、結局、実施されなかった。一九三〇年、国勢調査を前にして、ときのフーバー大統領は議席再配分を緊急課題とし、議会に議席配分法の制定を強く要請した。議会は国勢調査実施に引き続いて下院四三五議席の配分を定める議席配分法を議決した。同法では、大統領が国勢調査後に各州に配分される議席数を議会に提示する、議会が新たな配分案を可決しない限り大統領の提示した配分案が発効する、という自動配分方式が定められた。そして大統領は新たな配分方式として、ヒル方式といわれる均等比例法による配分案を議会に提示した。一九四〇年国勢調査に基づく議席配分から議会は均等比例式による配分案を受け入れ、以降、この方式が採用されている

表4 アメリカの地域別議席配分数の推移

	東部	中西部	南部	西部	合計
1960年	117	125	124	69	435
2000年	92	100	145	98	435

（注3）。
アメリカは人口変動の激しい国である。自

然増とともに国内人口移動も著しい。南部と西部で人口が増加しているのである。表4はそのことが議席配分に表れていることを示す。一九六〇年からの四〇年間に東部と中西部において議席数が大きく減少している。他方、南部と西部で増加が目立っている。このことは議会での勢力、さらには大統領選挙の行方にも大きな影響を与えている。

イギリスとアメリカの格差是正

「法の下での平等」原則から、一票の平等（one person, one vote）が民主政治においては求められる。そのためには、人口変動に応じて議員数の再配分と選挙区の区割りをしなければならぬ。ここでも、どの機関がそれを行うのが重要になり、イギリス方式とアメリカ方式が典型的である。

表5は日本、アメリカ、イギリスの下院小選挙区の最大格差を示している。イギリスでは五倍を超えているのに対して、アメリカは二倍を下回っている。日本は両国の中間に位置している。アメリカは合衆国憲法の規定により各州が最低一議席を配分される。人口の少ない州は一議席しか配分されず、二〇〇〇年国勢調査に基づく議席配分では七州が一議席の配分であった。この七州間の人口格差が選挙区間格差に反映しているのである。

アメリカでは、各州への議席配分後の州内の区割りは、先に述べたように州法制定手続

きによって行われる。この区割りに関しては、人口規模の平等とともに地方行政区画の尊重や社会経済的一体性が求められるが、さらに過去の厳しい人種差別の反省からマイノリティの政治的発言権の確保も要請される。すなわち、マイノリティ人口に応じたマイノリティ出身議員の確保が求められるのである。そのため、マイノリティが選挙区の多数となるような選挙区づくりが一九八〇～九〇年代に推進され、大きな問題となった。マイノリティの居住する集落をつなぎ合わせて選挙区人口の多数を占めるような選挙区づくりは、結果的に地方行政区画や社会経済的一体性を無視した異様な形状の選挙区の続出をもたらした（注4）。

イギリスで格差が五倍を超えているのは次の理由からである。前述したように、政治的配慮から、イングランドは人口に比して過小配分であるのに対して、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドには過大配分がなされてきた。また、各地域内の選挙区割りに際しては、人口規模の平等とともに地方行政区画の尊重、社会経済的一体性、地形的要因などが配慮される。ワイト島はイングランド南部のリゾート地として名高い島であり、これを分割し周辺部を含めて二つの選挙区を作ることが難しいことから、人口規模の多い選挙区となっている。つまり地形的要因が配慮されているのである。

表5 日本、アメリカ、イギリスの小選挙区における選挙区間格差（下院）

国名	小選挙区数	一選挙区あたりの人口または有権者数	最大選挙区・最小選挙区
日本	300	平均人口 423,086人 (2000年国勢調査)	最大選挙区 兵庫6区 558,958人 最小選挙区 高知1区 270,756人 格差 2.064倍
アメリカ	435	平均人口 646,947人 (2000年国勢調査)	最大選挙区 モンタナ全州区 902,195人 最小選挙区 ワイオミング全州区 493,782人 格差 1.83倍
イギリス	646	平均有権者数 68,697人 (2005年総選挙時)	最大選挙区 ワイト島選挙区 107,737人 最小選挙区 Nah-Eilenan an Iar 選挙区（スコットランド） 21,169人 格差 5.09倍

日本の格差は正は衆議院選挙区画定審議会が行っており、中立的第三者機関が定期的の実施していることから、イギリス型といえる。表5が示すように、最大格差は二倍を少し超

えており、その是正が二〇一〇年国勢調査に基づく区割りの課題である。日本における問題は地方行政区画の尊重と人口規模の平等をいかに両立させるかである。ことにいわゆる

「平成の大合併」により自治体の面積が拡大しており、どのようにして自治体の区域を割らずに人口の平等な選挙区を編成するかが問題になっている。

●プロフィール もりわき としまさ

1945年生まれ。博士（法学）。研究分野は現代政治理論、選挙制度、地域政治。兵庫県明るい選挙推進協議会会長。主な著作として、『集団・組織』（東京大学出版会、2000年）、『現代政治学—展開と課題』（芦書房、2006年）、『政策過程』（ミネルヴァ書房、2010年）など。

- (注)
- (1) 主要国の議員定数配分と区割り手続きの概要については、David Butler and Bruce Cain, *Congressional Redistricting* (Macmillan, 1992) を参照。
- (2) イギリスの議員定数配分見直しの最近の状況については、長富一暁「イギリスにおける選挙区割りについての研究の最新動向」『日本選挙学会年報 選挙研究No.26—1』（二〇一〇年）一〇二—一四頁を参照。
- (3) アメリカの議員定数配分方式の変遷については、森脇俊雅『小選挙区制と区割り』（芦書房、一九九八年）九—三六頁を参照。
- (4) 二〇〇〇年代のアメリカの議員定数配分と選挙区割りについては、森脇俊雅「二〇〇〇年代の議員定数再配分と選挙区画再編成—アメリカと日本における問題」『法と政治』五八巻二号（二〇〇七年）一—三一頁を参照。

主権者形成の基礎として 社会諸科学に基づく「見方・考え方」の 修得を重視したカリキュラム

東京学芸大学講師 渡部 竜也

特別なことはしていないの？

PISA学力総合一位のフィンランドであるが、何か特別な教育をしているのか。そこでの主権者教育の授業はどのようなになっているのか。昨年筆者らはこうした問いを抱き、実際にフィンランドの第二の都市タンペレの学校を訪問した。しかし驚かされたのは、そこで見た学校の授業が、一見すると日本での日常の授業と特段に変わらないという事実であった。わが国では、「子どもによる主体的な学び」と「学びの共同体」の理想がフィンランド教育にあるといわれている。訪問先のタンペレの大学の先生も「協働学習を大切に行っている」と論じ、それは民主主義の基本であると言っていた。しかし実際に観察した小学校高学年の算数の授業も中学校の社会科（経済）の授業も、教師がしっかり綿密な授業計画を立て、スライドや資料をふんだんに使いながら、明

確に教えるべき理解内容を教師主導の問答式で教えていた。算数は台形の面積の算出法を扱っていたが、冒頭で教師が公式を示し、その後でなぜ台形の面積算出の公式が（上底＋下底）×高さ÷2なのかと問いかけ、台形に補助線を入れて二つの三角形から構成されるからであることを示したのち、台形の面積を求める一〇問テストを行う。大抵の子どもは満点であったが、二〜三カ所間違った子どももあり、最後の五分間は、間違った子に正解を導けた子どもが教え合うというものであった。おそらくこの五分間が「協働学習」に当たるのだろうが、これなら日本でもやっている。「もしクラスにテストを全部間違えた子どもがいたとします。わずか五分間の子ども同士の教え合いではその子の問題は解決しませんよね。その場合はどうするのですか」と筆者が尋ねると、教師は「放課後に私が補習します」と言い切った。

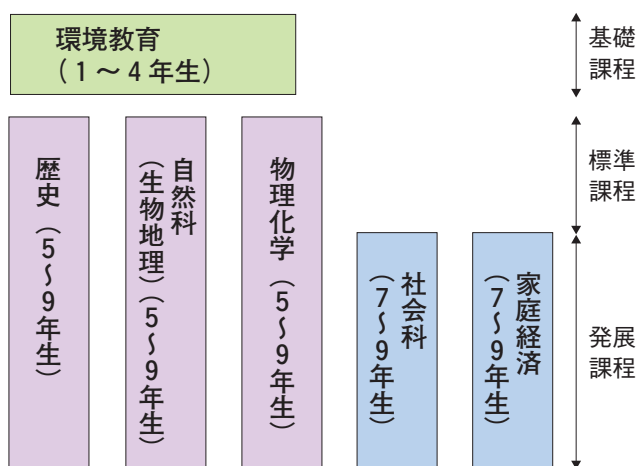
社会科（経済）の授業も同じような流れの授業であった。まず教えるべき経済理論が示され、なぜそうした理論になるのかについて理由が具体事例を通して説明され、最後にその理論では扱えない例外事例があることを示し、そうなる理由についてグループで考えさせるという展開であった。ちなみに観察したこれらの小中学校は、タンペレ大学教育学教授のお墨付きの学校である。

秘密はカリキュラム

しかし、一見日本と同じように見えるこの授業であるが、それは指導方式が教師主導か児童中心かといった単純な二元論で捉えてしまうからである。フィンランド教育の強さは、一回一回の授業ではなく、実はカリキュラム単位で見ないと理解出来ないものである。そしてフィンランドの主権者教育も、カリキュラムの一連の流れから見る必要がある。

図は、フィンランドの義務教育段階の社会科学系・理科系の国家標準カリキュラムをまとめたものである。フィンランドの義務教育は大きく一〜四年生の基礎課程、五〜九年生の標準課程、七〜九年生の発展課程の三段階と見ることが出来る。基礎課程では、「環境教育」が設定されている。これは社会科と理科を統合した、わが国の生活科に近い直接体験型の教科である。身近な自然や社会事象などを体験的に学ぶ。例えば、野山に入っているのかをような種類の昆虫がどこに住んでいるのかを

図 フィンランド義務教育年間（１～９年生）における
社会科系・理科系カリキュラム



※「家庭経済」は家庭科に近く、ここで扱われる経済は「家計」に関するものが多い。また、カリキュラムや科目の詳細な設定は、各州にかなりの権限がある。

観察したり、町にあるダムの仕組みやその社会貢献について調査したりする。ここでは「プロジェクトメソッド」と呼ばれる児童中心的な教授法も頻繁に活用される。ここだけを観察すると「フィンランドは児童の主體的な学びと学びの共同体に基づいた授業の理想がある」とする評価になるのかもしれない。

しかし、五年生からは「物理化学」「自然科学（生物地理）」「歴史」といった学問体系を意識した教科に分けられ、諸科学が持つ見方考え方が系統的に徹底して教えられることになる（地理が自然科学系に組み込まれている点も興味深い）。ここで重視されるのは、子どもたちが理論や法則を確実に理解し活用できるようにすることである。実は筆者が先ほど

紹介したタンペレの授業はこの段階にある。さらに七年生からは「社会科」が加わる。ここでの社会科は、主権者形成を最終目的として、政治的経済的社会的諸課題を総合科学的に分析し、判断していかうとする教科であり、日本でいうところの「現代社会」に近い。

このようなフィンランドのカリキュラムは、子どもの発達段階を加味した構成であるといえる。発達心理学者ピアジェのいう「具体的操作期」に当たる四年生までは地域の直接体験型学習を重視し、様々な経験を子どもたちに積み重ねる。やがて次の「形式的操作期」に入ると学問体系別に、理論や法則といった抽象概念を学ばせる。抽象概念を理解するにはそれを説明するための具体事例が必要となってくるが、子どもたちはここまでで様々な体験をしてきているので、子どもたちの側にそうした具体事例の引き出しが豊富にあり、その体験と照らし合わせながら理論や法則を理解していく。さらに学年が上がると、それらの理論や法則を活用して多角的な視点から社会の諸課題の分析に取り組むことになる。

このようにフィンランドでは、賢明な主権者の形成を行うにあたって、その基礎として、時間をかけて科学的な見方・考え方を修得させていくことを重視している。さらにフィンランドは進級に関して、日本のように年齢が来たら誰でも学年が上がる「年齢主義」ではなく、一定の技能や知識の修得を持って進級を認める「修得主義」を採用している。修得

できなければ留年も普通にありうるのである。先程の事例にある「生徒間の教え合い」や「補習」も修得主義を前提とするためのものである。あるフィンランドの家族は「日本の中高生の方が、勉強時間に追われなくて済む」と言っていたが、そのくらいに勉強が求められる。そしてこのカリキュラムを支えるのが、教科内容に関する修士号の取得と長時間の教育実習が義務付けられている高度知識人たる教師である。

主知主義？ フィンランドの市民性教育

ただ最近のフィンランド政府は、こうした主権者教育が少し主知主義的であり、ヨーロッパの他国と比較しても必ずしも健全な主権者の育成には十分に繋がっていないとの意識をするようになってきている。そして近年では「社会参加型学習」「社会参加型活動」の導入を推奨しており、知的側面だけでなく行動力のある市民の形成に力を入れるようになった。例えばフィンランド政府は、「国家青年参加プロジェクト」を二〇〇二年に立ち上げ、全国の良質な社会参加型学習や活動の実例を収集し、広くその情報を国内の教師や関係者に伝えるような試みを始めている。

次回は、このようなフィンランドの新たな試みについて紹介したい。

（わたなべ たつや 昭和五一年生まれ、平成一七年より現職、専門は、社会科教育学、公民教育学）

時の話題

地域主権改革

地域主権改革が正念場を迎えている。民主党政権の「(改革の)一丁目一番地」と位置付けられるが、具体論が進むにつれ省庁の壁も高く立ちはだかる。地域が変われば国も変わるだけに、地域主権改革の成り行きが注目される。

国と地方の関係を変えた分権改革

地域主権改革の現状を理解する前に、これまでの分権改革の流れをざっとおさらいしよう。

国と地方自治体は、かつて「上下・主従」の関係に位置付けられていた。その象徴が「機関委任事務」で、国が自治体の首長に対し法律に基づいて事務の処理を委任していた。機関委任事務とされた事務は、あくまでも「国の事務」で、地方自治体固有の事務ではなかった。

地方自治体とはいいながら、国の指揮監督の下に事務を行うこの制度は、中央集権体制といわれた日本の行政システムの中核で、租税総額に占める地方税の割合などとともに、自治体固有の事務が三割程度しかなく、ことから「三割自治」と揶揄された由縁でもあった。

しかし、機関委任事務は第一次分権改革の成果でもある平成十二年四月施行の地方分権一括法で廃止。国と地方の関係は「上下・主

従」から「対等・協力」へと大きくカジを切り、自治体が処理する事務はすべて「地方公共団体の事務」となり、機関委任事務とされていた事務の大半は自治事務と法定受託事務に再編された。地方自治はこの分権改革で大きく歩みを進めたが、この後、風向きが変わる。それが「三位一体改革」だ。

流れ変えた三位一体改革

「三位一体改革」は、一三年四月に発足した小泉政権が掲げた「聖域なき構造改革」の目玉で、「地方に出来ることは地方に」という改革の理念を具現化するものとして実施された。

三位一体改革自体は、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の移譲、③地方交付税——の三つを一体的に見直そうというもので、地方側が長年求めていた課題でもあった。しかし、一四年度に実施された改革は、地方にとって衝撃的な結果となった。この改革では、六六〇〇億円の税源移譲が行われたものの、国庫支出金は一兆三〇〇億円削減。それに加え、国から地方に財源を移転する地方交付税などが約二兆九千億円削減され、地方の財政はかつてないほど逼迫する事態に追い込まれた。

地方税収が伸びない中で、分権改革の名の下に行われた三位一体改革は「国の支出を削減する」という、単なる財政改革への衣替え(自治体関係者)に終わったのが実態で、その後、地方財政は再び配慮される形とはなったが、この財政改革優先は、機関委任事務廃止から続いた分権論議に冷水を浴びせる結果となった。

「地域主権」の登場

そうした中、民主党政権の誕生は、地方分権の進展に大きな期待を抱かせた。二一年の衆院選で民主党が掲げたマニフェスト(政権公約集)では、「明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、『地域主権国家』へと転換する」と強調し、①中央政府は国レベルの仕事に専念する、②地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする、③地域の産業を再生し、雇用を拡大する——など抜本的な分権政策を展開することを示した。

鳩山首相(当時)も二一年一〇月二六日、国会の所信表明演説で「地域のことは地域に住む住民が決める、活気に満ちた地域社会をつくるための『地域主権』改革を断行する。国の縛りを極力少なくすることによって、地域で頑張っている住民が主役となりうる、そんな新しい国づくりに向けて全力で取り組む」と強調。地方分権を政策の重要テーマに据える方針を示し同年十一月、政府内に地域主権戦略会議を設置した。

戦略会議は首相を議長として関係閣僚や知事、有識者らで構成。地域主権に向けた方策を検討し、二二年六月二二日、地域主権戦略大綱を閣議決定した。

戦略大綱では、地域主権改革について「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断

表 最近の主な地方分権の動き

年(平成)月	内 容	年(平成)月	内 容
12年 4月	地方分権一括法施行	19年 4月	地方分権改革推進委員会発足
13年 6月	地方分権推進委員会最終報告	11月	地方分権改革推進委員会 (中間的なとりまとめ)
7月	地方分権改革推進会議発足	20年 5月	地方分権改革推進委員会第1次勧告
14年10月	地方分権改革推進会議意見 (事務・事業のあり方)	9月	地方分権改革推進委員会意見 (道路・河川の移管に伴う財源)
15年 6月	地方分権改革推進会議意見 (三位一体改革)	12月	地方分権改革推進委員会第2次勧告
16年 5月	地方分権改革推進会議意見 (行政体制の整備など)	21年 4月	地方分権改革推進委員会意見 (国直轄事業負担金)
17年12月	第28次地方制度調査会答申 (地方の自主性・自立性の拡大など)	10月	地方分権改革推進委員会第3次勧告
18年 2月	第28次地方制度調査会答申 (道州制のあり方)	11月	地方分権改革推進委員会第4次勧告
12月	地方分権改革推進法成立	同月	地域主権戦略会議設置

と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と位置付け、二四年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定することなどを掲げている。

衣を変えた分権

自民党政権時代に進められていた「地方分権」が、民主党政権になり「地域主権」と姿を変えたわけだが、この違いはどこにあるのか。

一般的に国家には、一つの国の中に強力な権限を持つ地方政府と統一国家を代表する中央政府が存在する場合と、中央政府が大きな権力を持つ形態がある。いずれも単一国家には変わりはないが、中央政府と地方政府の関係は大きく異なる。前者の場合は米国のような連邦国家が代表だが、連邦政府、つまり中

央政府の権限は地方政府から移譲されたもので、その範囲外のことは地方政府の管轄となる。米国の場合、州が憲法も制定しており、強大な権限を保有している。

「地域主権」というところのような国家を連想しがちだが、民主党政権が唱えている地域主権はこのような連邦国家ではない。戦略大綱でも「国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して『国のかたち』をつくる。『補完性の原則』に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とする」などとしている。あくまでも現行の体制を維持した上での権限の移譲であり、そういう意味では地方分権と何ら変わりはない。

出先機関、一括交付金で難航も

では今後、地域主権はどのような方向に向かうのだろうか。大きな方向としては、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②基礎自治体(市町村)への権限移譲、③国の出先機関の原則廃止、④ひも付き補助金の一括交付金化、⑤直轄事業負担金の廃止、⑥地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)、⑦自治体間連携・道州制などが掲げられている。

一〇月に召集された臨時国会には、全国知事会長ら地方六団体のトップと閣僚が国の政策について企画段階から議論する「国と地方の協議の場」設置法案、自治体の仕事を中央

省庁が法令で縛る「義務付け」などを見直す地域主権推進一括法案、地方自治法改正案の「地域主権関連三法案」が焦点となる。菅首相は臨時国会での成立を目指す考えだ。しかし関連三法が成立しても「国の出先機関の原則廃止」「補助金の一括交付金化」など課題は山積している。

前原国交相(当時)は七月三〇日の記者会見で「基礎自治体の上に都道府県が必要なのか。そういう議論を避けて出先機関の見直しだけを行うのはバランスのとれた分権の議論とはいえない」と述べ、出先機関の廃止・縮小論をけん制している。国交省は地方整備局に約二万一千人の職員を抱えており、それぞれの整備局が「強大」な権限を持っている。地方に権限を移すには、それなりの受け皿が必要だというのが同省の理論だ。

また「ひも付き補助金」の一括交付金化も、各省庁の抵抗が予想される。一〇月七日に開かれた政府の地域主権戦略会議では、来年度予算の概算要求で二二一件、約三兆三千億円を計上した投資関係補助金のうち、省庁が容認した一括交付金化は三件、二八億円にとどまったことが明らかになった。

国の出先機関の廃止も一括交付金化も、官僚が政治の「本気度」を見極めながら進めているのが実態で、地域主権改革を進めるには政治の強力なリーダーシップが必要となる。菅首相をはじめ政府がどう取り組むかが、地方自治の将来を決めることになる。

「明るい選挙啓発ポスターコンクール」 大臣賞決定

財団法人明るい選挙推進協会と都道府県選挙管理委員会連合会は、全国の小学校、中学校、高等学校の児童、生徒を対象に、今年で第六二回目となる平成二二年度明るい選挙啓発ポスターコンクールを実施しました。

コンクールの目的は、明るい選挙を実現するためのポスターを描くことで、将来の有権者である児童生徒に選挙、政治への関心を持ってもらうきっかけを作ることです。児童生徒は作品を制作するにあたって、「選挙ってなに」、そして「明るい選挙ってなんだろう」と考えるでしょう。教師や親も、選挙や明るい選挙について説明しなければならぬでしょう。また、全国各地で応募作品の展示会が開催されますので、一般の有権者やプレ有権者に対する「明るい選挙」の啓発手法としても効果の大きいものだと考えられます。

このコンクールは、明るい選挙推進協会と都道府県選挙管理委員会連合会が主催し、全国の都道府県選挙管理委員会および市区町村選挙管理委員会が共催者となり、文部科学省、総務省および全国の教育委員会の後援をいただいて実施されました。

今年度の応募学校数は九〇六四校で、応募者数は一三万六八九五人でした。残念な

がら全体では昨年度に比べ応募学校が三六〇校、応募者が四〇四一人減ってしまいました。が、都道府県別の応募者数では二〇都県で増加し、特に東京都では一九六八人の、福岡県では五五六人の増加が見られました。また、高校生の応募者数は、わずかではありますが、昨年度に引き続き増加しました。ところによつては、明るい選挙推進協議会の委員が作品募集の依頼のために学校を訪問したり、審査員に加わるなど協力いただきました。

第一次審査は市区町村で、第二次審査は都道府県で行われ、中央審査が一〇月二二日、明るい選挙推進協会（東京）で行われました。中央審査には全国から、発想豊かで、しっかりした構成の九四八人の力作が集まりました。審査委員長に文部科学省の村上尚徳教科調査官（美術）を迎え、文部科学大臣・総務大臣賞（連名）一八作品、財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞（連名）六一作品を決定しました。大臣賞と会長賞には表彰状と副賞を贈り、中央審査出品者全員に記念品を贈りました。

なお、大臣賞作品と会長賞作品は、明るい選挙推進協会のホームページで見ることができます（www.akaruisenkyo.or.jp）。

文部科学大臣・総務大臣賞（18人）

学校	氏 名	都道府県	学校名・学年	学校	氏 名	都道府県	学校名・学年
小学校	柴田 紗季	千葉県	市川市立菅野小学校1年	中学校	杉山 美樹	愛知県	知多市立知多中学校2年
	𠩺橋 桃菜	愛媛県	西条市立小松小学校2年		大和田 綾子	栃木県	栃木市立大平中学校3年
	山田 隼人	愛知県	名古屋市立平田小学校3年		木佐森 里沙	静岡県	県立浜松西高等学校中等部3年
	杉 侑加	鹿児島県	出水市立江内小学校4年		藤綱 莉沙	兵庫県	県立龍野北高等学校1年
	加藤 活代	宮城県	大崎市立敷玉小学校5年		榎並 美夢	鹿児島県	県立隼人工業高等学校1年
	松本 茉李南	熊本県	宇城市立当尾小学校6年		石神 かおり	岐阜県	県立岐阜総合学園高等学校2年
中学校	永島 莉奈	群馬県	沼田市立沼田南中学校1年	高等学校	益田 藍子	香川県	県立高松工芸高等学校2年
	川口 理沙	愛媛県	新居浜市立南中学校1年		松本 美穂	和歌山県	県立星林高等学校3年
	太田 有紗	東京都	墨田区立向島中学校2年		里内 美沙	香川県	県立高松工芸高等学校3年

平成22年度（第62回）明るい選挙啓発ポスターコンクール 応募状況

都道府県	応募学校数				応募者数				応募者数の増減（22－21年度）			
	小学校	中学校	高等学校	計	小学校	中学校	高等学校	計	小学校	中学校	高等学校	計
北海道	30	28	0	58	170	535	0	705	-22	-8	0	-30
青森県	14	22	5	41	71	269	45	385	8	-17	16	7
岩手県	91	41	7	139	1,643	379	73	2,095	-88	-129	-28	-245
宮城県	126	65	4	195	311	659	21	991	-80	82	2	4
秋田県	16	23	2	41	142	137	10	289	2	36	6	44
山形県	103	60	3	166	974	1,240	15	2,229	-128	192	-2	62
福島県	58	50	5	113	160	375	29	564	-48	-73	16	-105
茨城県	296	146	7	449	1,936	1,711	20	3,667	53	-209	-2	-158
栃木県	246	112	7	365	1,664	1,041	19	2,724	26	160	9	195
群馬県	219	150	6	375	2,833	5,058	187	8,078	-202	28	44	-130
埼玉県	305	150	6	461	6,521	2,406	48	8,975	-147	-298	-31	-476
千葉県	258	92	10	360	1,256	1,281	16	2,553	-124	267	7	150
東京都	412	279	27	718	8,683	8,441	497	17,621	885	232	79	1,196
神奈川県	125	84	4	213	1,713	747	9	2,469	137	-181	-34	-78
山梨県	90	54	6	150	2,050	1,717	52	3,819	-86	-105	45	-146
長野県	171	54	4	229	3,684	764	22	4,470	-369	-294	2	-661
新潟県	37	22	2	61	272	202	11	485	59	92	11	162
静岡県	198	135	19	352	1,693	1,712	290	3,695	82	-43	78	117
富山県	54	52	4	110	225	556	62	843	-129	-303	16	-416
石川県	29	24	5	58	69	135	60	264	10	8	-58	-40
福井県	71	47	1	119	623	1,481	10	2,114	-37	-64	5	-96
岐阜県	95	53	2	150	805	481	35	1,321	78	-80	-69	-71
愛知県	733	320	16	1,069	7,466	8,847	300	16,613	-209	-649	-231	-1,089
三重県	74	44	2	120	814	1,036	15	1,865	112	230	-1	341
滋賀県	27	26	2	55	123	446	12	581	-162	-350	12	-500
京都府	104	45	6	155	1,586	649	97	2,332	-14	-43	53	-4
大阪府	148	80	6	234	3,751	3,357	198	7,306	-566	-584	-17	-1,167
兵庫県	310	163	18	491	3,002	3,801	254	7,057	-296	-431	10	-717
奈良県	54	34	3	91	359	517	58	934	-277	-86	30	-333
和歌山県	15	21	6	42	348	102	84	534	53	-64	4	-7
鳥取県	12	17	1	30	37	94	51	182	-65	33	51	19
島根県	12	20	3	35	286	335	6	627	113	22	3	138
岡山県	42	41	2	85	83	302	12	397	-14	-61	-37	-112
広島県	79	47	10	136	1,501	903	198	2,602	89	70	122	281
山口県	61	43	5	109	225	436	15	676	75	145	0	220
徳島県	109	56	5	170	593	1,060	20	1,673	-234	-11	6	-239
香川県	114	49	3	166	673	839	99	1,611	-102	-153	2	-253
愛媛県	152	71	11	234	758	716	50	1,524	35	165	5	205
高知県	9	17	1	27	159	242	6	407	50	33	6	89
福岡県	171	90	12	273	6,886	6,134	248	13,268	43	561	-48	556
佐賀県	76	55	6	137	539	689	60	1,288	-277	-252	-1	-530
長崎県	39	32	4	75	204	229	54	487	125	-2	10	133
熊本県	47	24	2	73	122	223	7	352	-33	19	5	-9
大分県	41	38	5	84	599	763	63	1,425	-2	246	-40	204
宮崎県	72	40	3	115	345	265	76	686	55	-205	18	-132
鹿児島県	39	26	4	69	147	589	22	758	3	103	-32	74
沖縄県	25	34	7	66	384	938	32	1,354	-179	-286	-29	-494
合計	5,609	3,176	279	9,064	68,488	64,839	3,568	136,895	-1,797	-2,257	13	-4,041
21年度	5,867	3,268	289	9,424	70,285	67,096	3,555	140,936				
増減	-258	-92	-10	-360	-1,797	-2,257	13	-4,041				

ブラジルの選挙事情

リーマンショック後もいち早く経済を立て直し、高い経済成長を続けるブラジル。二〇一四年のサッカー・ワールドカップ、一六年のオリンピックの開催も決まり、世界の注目が集まっています。

一〇月三日、大統領をはじめ、連邦上・下院議員、州知事、州議員を選出する、四年に一度の大がかりな国政・地方選挙が行われました。

大統領制

大統領は国家元首で、行政の長を兼ねており、国会が議決した法案に拒否権を有するなど、大きな政治権限を持っています。任期は四年で、憲法により三選が禁止されています。国民の直接投票によって選出され、第一回投票で有効投票の過半数を獲得した候補者がいない場合は、上位二者による決選投票が行われます。

現在の大統領は二期目のルーラ大統領



(労働者党・PT)。二〇〇三年一

月から大統領を務め、貧困層への生活援助など中間層の拡大を図る政策等によって多くの国民の支持を得ていますが、今回の選挙は三選となるため立候補できませんでした。後継のジルマ・ルウセフ氏(PT、女性)は、第一回の投票では過半数を獲得することができませんでした。一〇月三十一日に行われた決選投票でジョゼ・セラ氏(ブラジル社会民主党・PSDB)を破り、当選しました。

副大統領は、大統領とペア(同一の名簿)で選出され、大統領に支障がある場合は代行し、空位の場合は残任期間を継承します。

議会

連邦議会は、上院と下院の二院制です。

上院の定数は八一名で、任期は八年。各州および連邦区から、国民の直接選挙により各三人が選出されます(中選挙区)。四年ごとに三分の一または三分の二が改選され、今回の選挙では三分の二が改



連邦議会議事堂

選されました。

下院の定数は五一三名で、任期は四年。州・直轄領・連邦区単位の非拘束名簿式による比例代表制で選出されます。

予算案や法案は両院の議決が必要で、上院・下院は対等といえますが、それぞれ独自の権限を有しています。下院は大統領や副大統領等の弾劾手続きの開始、会計報告書の入手等、上院は大統領や副大統領等の背任罪での起訴・裁判、高位公務員の選任の承認等の権限を有しています。

選挙アラカルト

投票は一八歳から六九歳までの国民に義務づけられています。希望すれば一六〜一七歳、七〇歳以

上の国民も投票することができません(非識字者は一九八五年から任意投票)。そのため、投票を義務づけられている有権者の投票率は極めて高く、九〇%を超える程です。

理由なしに棄権すると、パスポートの取得が困難になるなどの罰則があり、選挙に行かなかった国民はその理由を申告する義務を負っています。

投票は、前回の総選挙(二〇〇六年)から電子投票(候補者の顔写真と名前を確認してボタンを押す方式)が採用されています。この背景には、非識字者が多いことや、投票箱のすり替えなど開票にまつわる数々の不正の存在が指摘されています。今回の投票もスムーズに行われたようです。

非識字者は、憲法により被選挙権が認められていません。そのため、選挙検察庁が選挙裁判所に異議を申し立てた候補者には、中学校卒業証明書の提出か候補者の「学力テスト」が義務づけられています。

投票当日は、アルコールの販売や提供はいつさい禁止されます。



根付ストラップ作り



根付ストラップ（東京都港区）

港区明るい選挙推進協議会は区内六地区ごとに活動しています。愛宕地区では地区内にある戸板女子短期大学服飾芸術科の学生と協働して、啓発グッズとして根付ストラップを作成しました。

根付（ねつけ、ねづけ）は、江戸時代以降、煙草入れ、印籠など

を紐で帯から吊るす留め具として使われました。さまざまな素材、デザインがあり、現代でも美術品として人気があります。今回はしじみやあさりの貝殻に和風の布を縫い付けて作りました。学生五人、推進委員、選管書記が集まり、五〇〇個作成し、一〇月九・一〇日に開催された区民まつりや、十一月六日に開催された大学祭で配布しました。

愛宕地区明推協は、若年層ととも

もに考えて行動する啓発活動が必要だと考え、戸板女子短大との協働による活動を模索し、今回のストラップがその第一弾として実現しました。

大学でのイベント（神奈川県）

神奈川県では平成一九年度から「かながわ選挙カレッジ」を実施しています。学生が神奈川県明推協の実習生として一年間、学園祭出前事業等を企画・体験するもので、二二年度は九人が、五月二一日に任命書を交付され、活動を開始しました。

五月に参院選の「指定病院等における不在者投票」の書類の発送作業を体験しました。六月に神奈川大学の講義に参加する形で



かながわ選挙カレッジ 文教大学での啓発イベント

れた出前事業の補助をしました。出前事業では、選挙に関する説明、投票用紙や本物の投票箱、集計機器を使つてのアメリカ歴代大統領を候補者とした模擬投票が行われました。同月、県立新城高校で行われた参院選模擬投票では、実習生が模擬投票の趣旨、投票の流れ、候補者や政党などを選ぶ材料をテーマに話しました。事前準備では、見やすく、分かりやすく説明するために、どこに資料を配置し、どういう流れで説明していくかなど徹底的に話し合いました。七月には参院選の街頭啓発として、横浜そごう正面前広場でウェットテ

イッシュユやうちわを配布しました。一〇月二三・二四日、茅ヶ崎市にある文教大学で行われた啓発イベントに、県明推協委員、県選管書記、茅ヶ崎市明推協委員、茅ヶ崎市選管書記とともに参加しました。年代別投票率の推移を表したパネルの展示、本物の投票箱を使った模擬投票、選挙クイズ、めいすいくんの着ぐるみによる啓発活動、リーフレットの配布などを行いました。

萌えキャラ（福島県）

一〇月三〇日に投票が行われた福島県知事選挙で、萌えキャラが登場しました。名前は福島未来さん。短大を卒業して、今年の四月に福島県職員に採用されて選管に配属された二〇歳の女性という設定です。ポスター、チラシなどで、「福島未来と一緒に創ろう」と呼びかけました。

福島県萌えキャラ



～一身独立して一国独立す～

ふく ざわ ゆ さち
福澤諭吉



第4回「多事争論」を目指して

画／藤原良二

明治5(1872)年
福澤諭吉は『学問のすすめ』を
出版しました



文明開化を謳歌する日本人に
「実学」の精神と
独立して生きることの大切さを説き
大ベストセラーとなりました

しかし諭吉は
日本人のあり方に
まだまだ大いに
不満でした



中でも 誰もが権力におもねり
政府の仕事が世の中の全てのよう
に思っていることが不満でたまりません



本当の国作りは
政府の外にいる
一般の人々の民間が
担うべきなのに
人々にはその意識が
かけらもない

ははー



自分の言葉で
自分の意見を言う
方法すら知らないから
何でも政府任せに
してしまうのだ

それまでの日本人には
自分の意見を伝えるとしても
紙に書いて目上の人に差し出すくらいしか
方法がありませんでした



協会からのお知らせ

■パンフレット「Voters graffiti (ボーターズグラフィティ)」 DVD「うるまでのびの GO! GO! 明るい社会」

協会は、成人式などで配布していただくため、パンフレット「Voters graffiti」と、DVD「うるまでのびの GO! GO! 明るい社会」を制作しました。

Voters graffiti はA 5判32頁、若者に人気の雑誌「東京グラフィティ」の制作協力により、街頭インタビューなどで集めた20歳代の若者の考えを、顔写真とともに紹介します。昨年発行して好評をいただきましたが、内容を一新し、さらにパワーアップしました。今年の新成人の数は120万人台だと思われそうですが、市区町村選管から約70万部の配布希望がありました。

DVD「うるまでのびの GO! GO! 明るい社会」は、かわいらしいキャラクターたちが、きれいな絵と楽しい音楽で、社会問題をテーマにゆかいでためになる会話を繰り広げます。おしりかじり虫で有名なクリエイターのうるまでのびさんによるアニメで、1話約3分20秒の6話構成です。選挙をテーマに昨年度制作した「GO! GO! 選挙」の第2弾です。「GO! GO! 選挙」は、そのキャラクターと音楽、振付がネット上で大きな反響をよび、アレンジ版が多数生みだされ、視聴回数はオリジナル版だけでも累計147万回を超えています。約36万部の配布希望がありました。

■藍綬褒章

平成22年秋の褒章で、明るい選挙推進運動に長年尽力されてこられた方々が、藍綬褒章を授与されました。

氏 名	職 名	氏 名	職 名
小山 カネ	七戸町明るい選挙推進協議会委員(青森県)	森田 昭二	柏原市明るい選挙推進協議会委員(大阪府)
稲葉 昌子	田舎館村明るい選挙推進協議会会長(青森県)	仲尾 八重子	高石市明るい選挙推進協議会副会長(大阪府)
熊谷 富夫	宮城県明るい選挙推進協議会会長	濱寄 芙蓉子	兵庫県明るい選挙推進協議会副会長
須藤 良一	にかほ市明るい選挙推進協議会会長(秋田県)	井上 千恵子	鳥取県明るい選挙推進協議会委員
小林 昭子	元 新座市明るい選挙推進協議会副会長(埼玉県)	梅田 峯男	三次市明るい選挙推進協議会会長(広島県)
蜂谷 淳子	元 佐倉市明るい選挙推進協議会会長(千葉県)	宇山 久子	徳島県明るい選挙推進協議会連合会副会長
神山 芝な	昭島市明るい選挙推進協議会委員(東京都)	椋本 正子	徳島市明るい選挙推進協議会副会長(徳島県)
門脇 彩子	相模原市明るい選挙推進協議会委員	伊藤 重行	福岡県明るい選挙推進協議会副会長
河竹 恵津子	元 美和町明るい選挙推進協議会委員(愛知県)		

■寄附禁止規定周知のリーフレットとポスター

協会は、年末年始の贈答シーズンの時機を捉え、寄附禁止規定を周知するリーフレットとポスターを制作しました。きれいな政治、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保をめざした「政治家の寄附禁止のルール」は、社会一般に着実に浸透してきているものの、継続して啓発を行っていく必要があります。12月上旬に市区町村選管にお届けする予定です。各種施設での配布や回覧、掲示にご協力いただきますようお願いいたします。

〈裏表紙の紹介〉

「一番いけないのは無関心でいること。最近の若い人は自分の好きなこと以外に無関心すぎる。自分の思いを一票入れたら、何か変わるかも」

このポスターは、昨年度配布しました新有権者向けのパンフレット「Voters graffiti」に掲載した、27歳の会社員(当時)、佐々木綾乃さんの作品です。

編集後記

●特集のテーマは、「国会議員の定数と配分」です。国会議員の定数削減が国会論議のテーマとなっています。現在衆参あわせて722人。「多すぎるのではないか」「いや民意を細やかに汲み取るに必要な人数だ」「自ら身を削るべきではないか」など多くの意見が交わされています。配分に関しては、昨年の衆院選での一票の格差について、最高裁大法廷で審理されることになっています。この夏の参院選については、各地の高裁に選挙無効訴訟が起こされ、審理が進んでいます。定数と配分の問題の全体像と海外の取り組み

みななどについて、憲法学、そして政治学専攻の3人の大学教授にご執筆いただきました。

●明るい選挙啓発ポスターコンクールの結果をお知らせしました。約13万7千人もの小中高校生と、教師と家庭をも巻き込む、とても大きな、そして恒常的な啓発事業です。今後、各地で開催されるポスター展により、多くの有権者、子どもたちの目に触れることになるでしょう。

●次号は、平成23年1月中下旬に発行する予定です。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0076 東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館 7 階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研



旅立つ前に
期日前
投票